

令和7年度の土地・家屋
価格等縦覧帳簿の縦覧と
固定資産課税台帳の縦覧



固定資産税は、1月1日現在、市内に土地、家屋、事業用償却資産を所有している方に課税されます。

課税の内容について他の固定資産と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と課税の内容を確認できる固定資産課税台帳の縦覧ができます。

※固定資産税・都市計画税納税通知書は、5月に発送します。
▽日時 4月1日(火)～6月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

▽場所 課税課
▽縦覧できる方 市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者と家族など代理権がある方

▽閲覧できる方 納税義務者、代理人、借地人、借家人、固定資産の処分をする権利がある一定の方

▽必要書類 マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができるもの(代理人は委任状)が必要です。

※借地借家人の方は、本人確認のために契約書かその写し、地代や家賃の領収書など
▽問合せ 課税課土地資産税係・家屋資産税係

東秋留駅南口 第1自転車等駐車を閉鎖します



東秋留駅南口の踏切側の駐輪場は、るのバスの折り返し場として整備するため、3月31日に閉鎖します。4月1日からは、駅南口(2か所)か駅北口の駐輪場をご利用ください。

▽注意事項

●駐輪スペースには限りがあります。多くの自転車が増えるよう、自転車整理員により、移動することがあります。また、駅までおむね700メートル以内の方は、徒歩での駅利用にご協力ください。

●自転車盗難に遭わないために、駐車するときは必ず鍵をかけてください。

●必ず自転車の防犯登録をし、命を守るために自転車用ヘルメットを着用しましょう。

●駐輪場内での盗難、損傷、事故等による損害について、市は一切の責任を負いません。

※原動機付自転車は、道路交通法の改正に伴い、現行の原付バイク(総排気量50CCの白ナンバープレート)のほかに、4月1日からは、新基準原付バイク(総排気量50CC、125CC以下かつ最高出力4.0キロワット以下の白ナンバープレート)も指定箇所に駐車できます。

▽問合せ 駐輪場に関すること：地域防災課地域安全係
折り返し場の整備に関すること：交通政策課

エネルギー・食料品価格等
高騰支援給付金
(令和6年度3万円給付及び
子ども加算1人2万円給付)

令和6年度住民税非課税世帯にエネルギー・食料品価格等高騰支援給付金を給付します。給付対象世帯には、お知らせを送付しています。

▽対象 令和6年12月13日時点で市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税である世帯。対象世帯のうち、18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)を扶養する世帯には、子ども加算を追加給付します(施設入所児童は原則対象外)。

※世帯全員が住民税を課税されている、他の親族等の扶養を受けている場合は対象外
※既にほかの区市町村で本給付金と同様の給付を受けた方を含む世帯は対象外

▽給付額 1世帯につき3万円(子ども加算は18歳以下の児童1人につき2万円)

▽申請方法等 ●支給要件確認書が届いた方は、必要事項を記載し、同封の返信用封筒で返送してください。

※給付金のご案内(圧着はがき)が届いた世帯で、振込内容等の変更の申出がなかった世帯には、はがきに記載した振込予定日に支給します。

▽期限 4月30日(水)消印有効
▽申請・問合せ 生活福祉課生活福祉係(直通558・1927)

生きがい やりがい

支えあい

介護支援ボランティア

参加者募集

この制度では、介護支援ボランティアに登録した方が、介護保険施設などで行ったボランティア活動に対して、1時間につき1スタンプを付与します(1日2スタンプまで)。翌年度に申請することで、貯まったスタンプ1個につき1ポイント(100円の交付金)に換金(年度内5千円まで)できます。

▽対象 市内在住の65歳以上の方で、要介護認定や要支援認定を受けていない方

※活動に当たりボランティア保険に加入していただきます。

▽活動方法 希望する日時、活動内容等により、あきる野市社会福祉協議会が調整します。

▽受入機関 市内介護老人福祉施設、通所介護施設など

▽申込み あきる野市社会福祉協議会(☎595・9033)

▽問合せ 高齢者支援課高齢者支援係

メール配信サービス配信カテゴリに「事業者へのお知らせ」を追加

商工業者に対する支援等の情報を発信します。メール配信サービスの登録方法など詳しくは、

市ホームページをご覧ください。
▽問合せ 商工振興課商工振興係

令和7年国勢調査の調査員を募集します

令和7年10月1日を基準日とした令和7年国勢調査が全国一斉に実施されます。国勢調査は5年に1度、国内に住むすべての人と世帯を対象として行う大規模な統計調査です。調査結果は行政だけでなく、学術研究機関、民間企業等、幅広く利用されています。市では、この調査に従事いただく調査員約400人を募集します。

○対象 令和7年9月時点で満20歳以上の方で、秘密を守り、責任を持って仕事ができる方(警察・選挙事務に直接従事している方は応募できません)

○業務内容(9月～10月)

- ①市が主催する説明会への出席
- ②担当調査区内の世帯の確認、訪問
- ③調査の説明と調査書類の配布
- ④調査票の回収(郵送・オンライン回答した世帯は不要)
- ⑤調査関係書類の整理と市への提出

※ご自分の空き時間での調査活動が可能です。会社員の方や、パート・アルバイトなど様々な方に従事いただいています。

○報酬 約7万円[2調査区(約100世帯)の場合]

※報酬金額は、調査世帯数により異なります。

○申込み方法 5月16日(金)までに、電子申請で申し込むか、所定の申込書を窓口提出してください。申込書は窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

○申込み・問合せ 総務課庶務係



市ホームページ



あなたの大切な人、
地域を守るために
消防団員募集中